

公告第2023-08号

2023年11月1日

被 保 險 者 各 位

富士石油健康保険組合
理事長 利 波 修
(公 印 略)

任意継続被保険者の標準報酬月額について
(公 告)

標記について、健康保険法第47条の規定により公告する。

1. 任意継続被保険者の標準報酬月額

次の各号に掲げる額のうち、いずれか少ない額をもってその者の標準報酬月額とする。

- (1) 当該任意継続被保険者が、被保険者の資格を喪失したときの標準報酬月額
- (2) 前年の9月30日における全被保険者の平均標準報酬月額

2. 上記1.(2)の平均標準報酬月額(2023年9月30日現在)

第30級 : 500,000円

3. 適用開始時期

2024年4月1日(適用期間:2024年4月1日~2025年3月31日)

以 上

参考(2023年9月30日現在)

- 1. 被保険者数 595人
- 2. 標準報酬月額総額 288,690千円
- 3. 平均報酬月額 485,193円
- 4. 標準報酬月額 500,000円